

令和7年度秋田市創業支援補助金（若者創業）申請要領

1 補助金交付対象者

本市に住民登録し、中小企業者として新たに事業を開始する35歳未満の者であって、次の要件に該当するものを対象とする。（※応募時点で秋田市内において法人を設立していないほか、個人事業主としても事業を行っていないこと）

- (1) 優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。
- (2) 事業の実現性および成長性が認められること。
- (3) 創業が確実であること。
- (4) 創業の模範となる事業であること。
- (5) 市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。
- (6) 次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 市税に滞納がないこと。
 - ウ 公的金融機関等からの融資等に係る債務の不履行等がないこと。
 - エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - オ 国・県から同様の補助金の交付を受けていないこと。
 - カ 応募日時点において35歳未満の者であること。

2 補助対象事業

創業を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業など、別記業種に該当しない業種を対象とする。

3 補助率および補助金の額

事業拠点費、設備費、機械器具費、広告宣伝費、申請手数料等について、補助率は補助対象経費の3/4以内、限度額50万円とする。

4 補助対象となる経費

若者創業に必要な経費のうち、次に掲げるものを補助対象とする。

経費区分	内 容
事業拠点費	事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費（礼金、仲介手数料、前家賃等。ただし、敷金を除く。）
設備費	店舗および店舗の付帯設備等の改造、改装に要する経費
機械器具費	パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、厨房機器、作業機械、車両（乗用車を除く。）などの創業に伴い必要となる機器、備品類等（備品は税抜単価3万円以上のものとする。）の購入経費。ただし、上記機器、備品類等のほか、汎用性の高いもの（スマートフォン、表計算ソフト等）に係る経費は

	除く。
広告宣伝費	ホームページ作成、新聞・雑誌広告、WEB・SNS広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ作製に対する経費（名刺・カード類等の消耗品を除く）
申請手数料等	会社設立に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

5 消費税の取扱いについて

- 事業計画書提出の際、対象経費から補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出すること。
- 補助金申請時または実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、消費税等仕入控除税額を減額して、申請または報告を行うこと。
- 事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに本市に報告すること。なお、報告の内容により消費税等仕入控除税額の返還が発生する可能性がある。

6 提出書類

- (1) 創業計画書
- (2) 住民票および納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税）又は市税に未納がない証明書（申請月に発行されたもの）
- (3) 事業拠点・生活拠点を示した地図、賃貸借および取得に係る見積書、設備改修、機械器具購入ならびに広告宣伝に要する経費の見積書等
- (4) チェックリスト

7 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年12月19日（金）まで（※）

※予算上限に達した場合は、期限にかかるわらず終了します。また、原則、令和8年2月27日（金）までに事業を完了する必要があります。

8 審査方法

創業支援事業審査会による書類審査

9 相談から補助金交付までの流れ



※法人の設立または開業の届出は、応募後（創業計画書等の提出後）に行う必要があります（交付決定後に法人の設立または開業の届出をした場合のみ、補助対象となります）。また、交付決定通知の前に着手した事業は補助対象外となります（交付決定前に着手する場合は、補助金交付決定前着手届の提出が必要です）。

別記

- 補助対象外とする業種（令和5年6月改訂「日本標準産業分類」による。）
- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
 - (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
 - (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
 - (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
 - (5) 以下のサービス業等
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - イ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。）
 - ウ 芸ぎ業（置屋・検番を除く。）（細分類8094に含まれるもの。）
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの。）
 - カ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの。）
 - キ 易断所、観相業、観光案内業（細分類7999に含まれるもの。）
 - ク 宗教（中分類94に含まれるもの。）
 - ケ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）